



平成 27 年 10 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社ジェイアイエヌ
(コード番号: 3046 東証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 田 中 仁
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 中 村 豊
管 理 本 部 長
電 話 番 号 TEL (03) 5275-7001 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年11月26日開催予定の当社第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）について、目的事項の追加を行うとともに、文言の整理および目的事項の配列の見直しを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）および第 37 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

本議案のうち、定款第 27 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 11 月 26 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 11 月 26 日（木）

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 眼鏡・サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の製造、加工、販売、修理および輸出入</p> <p>2. 靴、ブーツ、靴下およびそれらの関連商品の企画製造、加工、販売、修理および輸出入</p> <p>3. <u>化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子および身の回り品の企画、製造、加工、販売、修理および輸出入</u></p> <p>4. <u>アクセサリ等服飾雑貨の企画、製造、加工、販売、修理および輸出入</u></p> <p>5. <u>皮革および皮革製品の企画製造、加工、販売、修理および輸出入</u> 【現行定款第15号から移動】</p> <p>6. <u>光学機器の輸出およびその販売</u></p> <p>7. <u>医療用具の輸入および販売、修理</u> 【新設】 【新設】 【現行定款第16号から移動】 【現行定款第17号および第18号から移動】</p> <p>8. 飲食店の企画、経営および経営指導</p> <p>9. フランチャイズチェーン店への経営指導</p> <p>10. 不動産の売買、賃貸およびその仲介</p> <p>11. 経営コンサルタント業</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 眼鏡・サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、<u>賃貸</u>、修理および輸出入</p> <p>2. 靴、ブーツ、靴下、<u>化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子等の身の回り品、およびアクセサリ等の服飾雑貨ならびにそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸</u>、修理および輸出入 【変更案第2号へ移動】 【変更案第2号へ移動】</p> <p>3. <u>皮革および皮革製品の企画、製造、加工、販売、賃貸</u>、修理および輸出入</p> <p>4. <u>家具およびその関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸</u>、修理および輸出入</p> <p>5. <u>光学機器、医療用具、電子機器、通信機器およびそれらの関連商品の企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守</u>および輸出入 【変更案第5号へ移動】</p> <p>6. <u>デジタルコンテンツおよびコンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守</u>および輸出入</p> <p>7. <u>情報通信、情報処理および情報提供サービス事業</u></p> <p>8. <u>電子計算機によるシステム設計、計画</u>および供給</p> <p>9. 電子計算機の導入、保守および管理業務</p> <p>10. 飲食店の企画、経営および経営指導</p> <p>11. フランチャイズチェーン店への経営指導</p> <p>12. 不動産の売買、賃貸およびその仲介</p> <p>13. 経営コンサルタント業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. <u>店舗の設計、施工、管理</u></p> <p>13. 建築の請負</p> <p>14. <u>住宅の企画、設計および施工</u></p> <p>15. 家具およびその関連商品の製造、販売、修理および輸出入</p> <p>16. <u>電子計算機によるシステム設計および計画ならびにその供給を行う業務</u></p> <p>17. <u>電子計算機の導入を行う業務</u></p> <p>18. <u>電子計算機の保守および管理に関する業務</u></p> <p style="padding-left: 40px;">【新設】</p> <p style="padding-left: 40px;">【新設】</p> <p style="padding-left: 40px;">【新設】</p> <p style="padding-left: 40px;">【新設】</p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>14. <u>建物の内外装の企画、設計、施工、監理および建築の請負</u></p> <p style="padding-left: 40px;">【変更案第 14 号に移動】</p> <p style="padding-left: 40px;">【変更案第 14 号に移動】</p> <p style="padding-left: 40px;">【変更案第 4 号に移動】</p> <p style="padding-left: 40px;">【変更案第 8 号に移動】</p> <p style="padding-left: 40px;">【変更案第 9 号に移動】</p> <p style="padding-left: 40px;">【変更案第 9 号に移動】</p> <p>15. <u>広告宣伝に関する企画および製作</u></p> <p>16. <u>知的財産権（商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の取得、実施、利用許諾、維持および管理</u></p> <p>17. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>18. <u>古物商</u></p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p>第 3 条～第 26 条</p> <p style="padding-left: 40px;">(条文省略)</p>	<p>第 3 条～第 26 条</p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 28 条～第 36 条</p> <p style="padding-left: 40px;">(条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 36 条</p> <p style="padding-left: 40px;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 38 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 38 条～第 44 条 (現行どおり)</p>